

刊行にあたって

本書は、銀行業務検定試験「相続アドバイザー 3 級」(CBT 方式を含む)の受験参考書として刊行されたものです。過去の試験問題については『相続アドバイザー 3 級問題解説集』(銀行業務検定協会編)に収載されていますが、本書は、試験問題を解くための必要知識について簡潔に解説し、試験合格に向けてのサポート役として活用していただくことを第一義に編集しています。

金融機関にとって、相続に関する実務は個人取引におけるすべての業務に関連するものであり、その知識の習得は正確かつ適切な事務処理のために欠くことはできません。相続の実務は主として民法に基づいて処理されますが、銀行業務検定試験「相続アドバイザー 3 級」は、その法的知識とともに相続税および事業承継などの周辺知識の習得度を判定するものであり、日頃の研鑽の成果を試すものとして、ぜひチャレンジすることをおすすめします。

本書とともに『相続アドバイザー 3 級問題解説集』も併せて活用されることによって、銀行業務検定試験「相続アドバイザー 3 級」に合格されることを祈念申し上げます。

2021年6月

経済法令研究会

目次

CONTENTS



第1編 相続の基礎知識

1	相続の開始	2
2	相続人の範囲と順位	5
3	相続人の欠格・廃除	12
4	相続分	15
5	遺産分割	25
6	相続の承認・放棄	32
7	相続財産の清算	37
8	遺言総論	40
9	自筆証書遺言	48
10	公正証書遺言	56
11	秘密証書遺言	59
12	遺言の撤回・無効および取消し	61
13	遺言の執行	65
14	遺贈	70
15	遺留分	75
16	配偶者の居住の権利	82
17	相続登記の手続	84

第2編 相続と金融実務

1	相続発生時の初動対応	92
2	相続預金の払戻し	95

3	相続預金払戻しの際の必要書類	102
4	遺産分割協議と相続預金の払戻し	110
5	遺言と相続預金の払戻し	114
6	遺言執行者への相続預金の払戻し	119
7	遺留分の侵害と相続預金	122
8	相続預金についての取引経過開示請求・残高証明書の発行依頼	124
9	共同相続人の1人からの金融商品の解約請求・名義書換請求	127
10	当座勘定取引先の死亡	130
11	異議申立預託金の提供者の死亡	134
12	口座引落とし・家賃の振込等	136
13	貸金庫契約者の死亡	140
14	融資の相続	144
15	相続と債権者の介入	155
16	相続と債務引受	163
17	担保と相続	168
18	保証と相続	179
19	主債務者と保証人の死亡	188
20	被相続人の預金や担保物件（不動産）からの融資金の回収	197

第3編 相続税の基礎知識

1	相続税の納税義務者と課税財産	202
2	相続税の計算の仕組み	209
3	相続税の申告と納付	218
4	延納と物納	223
5	相続財産の評価	227
6	生前贈与と相続	239
7	相続時精算課税	246

8	贈与税の非課税措置	251
---	-----------------	-----

第4編 相続と周辺知識

1	生前対策	260
2	遺言信託，遺産整理業務	266
3	相続対策と事業承継(1)	275
4	相続対策と事業承継(2)	282
5	遺族年金	289

重要用語索引 	295
----------------	-----

※ 本書において，条数のみ記載している法律は「民法」を指します。また，特に断りのない限り，「預金」には貯金も含まれるものとします。

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆

本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には，当社ホームページに掲載いたします。

(ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#) メニュー下部の [追補・正誤表](#))

第
1
編

相続の基礎知識



1

相続の開始

関連過去問題

- 2021年3月
問1・問29
- 2020年10月
問1・問24
- 2019年10月
問1
- 2019年3月
問1・問24

相続とは、個人が死亡した場合に、相続人が、死亡した人（被相続人）の財産に属したいっさいの権利・義務を包括的に承継することをいう。

相続は、被相続人の死亡によって開始する（民法882条。以下、民法については条数のみ記載する）。相続の開始について、相続人が被相続人の死亡の事実を知っているか否かは関係なく、また死亡届や相続登記の有無も、相続開始の効果の発生時期を左右するものではない。

1 死亡の確認

死亡の証明は、通常、戸籍によって行われる。人が死亡したときは、同居の親族等（届出義務者）が死亡の事実を知った日から7日以内（国外で死亡したときは、その事実を知った日から3ヵ月以内）に、死亡者の死亡地・本籍地または届出人の所在地の市役所、区役所または町村役場に死亡届を提出する必要がある。死亡届が提出されると、死亡の事実が戸籍に反映されることになる。

金融機関としては、相続事務の画一的処理のため、戸籍の記載事項に照らして相続の開始について判断を行う。

死亡の事実が確実に証明されない場合であっても、失踪宣告または認定死亡に該当するときは、死亡したものと扱われて相続が開始する。

▶ 1. 失踪宣告

不在者の生死不明が一定期間継続した場合、利害関係人（不在

● 失踪宣告の種類

種類	内容
普通失踪 (30条 1 項)	不在者の生死が 7 年間明らかでない場合、その 7 年の期間が満了した時に死亡したものとみなされる
危難失踪 (30条 2 項)	戦争、船舶の沈没など、死亡の原因となるべき危難に遭遇し、その危難が去った時から 1 年間生死不明の場合に、危難の去った時に死亡したものとみなされる

者の配偶者やその他相続人など）からの請求に基づき、不在者は、家庭裁判所の審判（**失踪宣告**）により死亡したものと扱われる。この失踪宣告には、普通失踪と危難失踪の 2 種類がある。

なお、失踪宣告を受けた不在者が生存すること、または、上記の時期と異なる時に死亡したことの証明があったときは、家庭裁判所は、本人または利害関係人の請求により、失踪宣告を取り消さなければならない（32条 1 項）。

▶ 2. 認定死亡

ある者が水難や火災などにより死亡したことが確実であるものの、死体が確認されない場合には、その取調べをした官公署等が死亡を認定し、市町村長に死亡の報告を行い、それに基づいて戸籍に死亡の記載がなされれば、その者は戸籍に記載された年月日に死亡したものと推定される（戸籍法89条）。これを、**認定死亡**という。

2 相続開始後のタイムスケジュール

相続開始後の一般的なタイムスケジュールは、次頁のとおりである。



失踪宣告

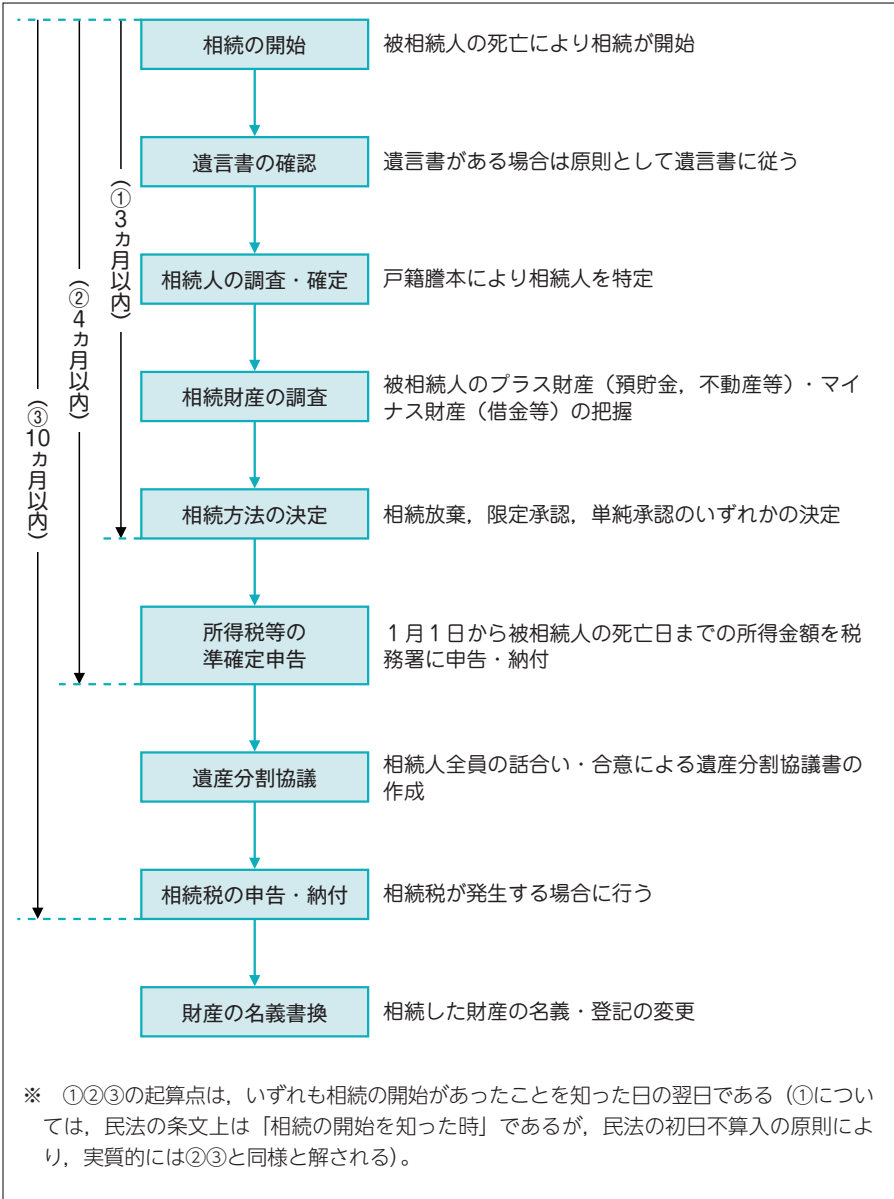


認定死亡



相続税については、第 3 編を参照。

● 相続開始後のタイムスケジュール



2

相続人の範囲と順位

1 原則

民法は、相続人となりうる者について2つの類型を定めている。第1類型は被相続人の配偶者、第2類型は被相続人の血族（血のつながりがある者）である。

▶ 1.【第1類型】被相続人の配偶者

被相続人に配偶者がいる場合には、配偶者は常に相続人となる（890条）。

配偶者は、戸籍上の配偶者である必要があり、内縁関係にあったとしても相続人になることはできない。これは、相続に関する法律関係の画一的処理の必要上、誰が相続人であるかは形式的に戸籍により明らかになった方がよいと考えられているためである。

▶ 2.【第2類型】被相続人の血族

被相続人の血族には、次のとおり、グループごとに相続する順位が付けられている。先順位のグループがない場合にはじめて、後順位のグループが相続することができる。

(1) 第1順位グループ：子

第1順位グループは、被相続人の子である（887条1項）。嫡出子か否かは問わない。

なお、被相続人の死亡以前に子が死亡したり、相続欠格や廃除によって子が相続権を喪失した場合でも、その子に子（被相続人の孫）がいるときは、第2順位グループの相続人が相続するのではなく、孫が子に代わって相続人となる。これを、代襲相続とい

関連過去問題

- 2021年3月 問10
- 2020年10月 問5・問41
- 2019年10月 問9
- 2019年3月 問6

● 相続人の順位と範囲

順位	範囲		
第1順位グループ	子	子 ※ 孫、曾孫以下は代襲相続可	配偶者
第2順位グループ	直系尊属	父母、祖父母、曾祖父母など	
第3順位グループ	兄弟姉妹	兄弟姉妹 ※ 甥・姪（一代のみ）は代襲相続可	

 参照

代襲相続については、[「2代襲相続」](#)参照。

う。

(2) 第2順位グループ：直系尊属（父母、祖父母）

第2順位グループは、父母や祖父母といった直系尊属である（889条1項1号）。直系尊属は、被相続人に子や孫（第1順位グループ）がいない場合に相続人となる。

なお、親等の異なる複数の直系尊属がいる場合（たとえば、父母のほかにも祖父母がいる場合）には、親等の近い直系尊属（父母）のみが相続することになる（889条1項1号ただし書）。

(3) 第3順位グループ：兄弟姉妹

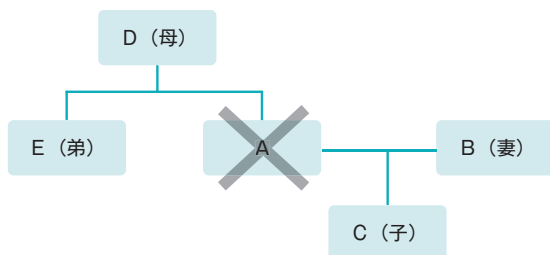
第3順位グループは、兄弟姉妹である（889条1項2号）。兄弟姉妹は、被相続人に子や孫（第1順位グループ）、父母や祖父母（第2順位グループ）がいない場合に相続人となる。

なお、兄弟姉妹が被相続人の死亡以前に死亡したり、相続欠格により相続権を喪失した場合でも、その兄弟姉妹に子（被相続人の甥・姪）がいる場合には、甥・姪が兄弟姉妹に代わって相続人となる。



被相続人の配偶者は常に相続人となるよ。

次の相関関係図から、相続人の範囲を示すと下記のとおりである。



- ① この例では、B・Cが相続人となる。
- ② Cがない場合→B・Dが相続人となる。
- ③ C・Dがない場合→B・Eが相続人となる。
- ④ C・D・Eがない場合→Bのみが相続人となる。
- ⑤ Bがない場合→Cのみが相続人となる。
- ⑥ B・Cがない場合→Dのみが相続人となる。
- ⑦ B・C・Dがない場合→Eのみが相続人となる。

2 代襲相続

相続人になりうるのは、原則として、前記「**1**原則」で述べた者である。もっとも、この原則を貫くと、相続に関して不公平な事態が生じることがある。たとえば、子Bがたまたま親Aより先に死亡した場合、子Bが親Aを相続できない結果、孫Cは親Aの財産を承継することができないことになる。

一方、もし子Bが親Aより先に死亡していなければ、孫Cは、子Bの相続を通じて親Aの財産を承継できたはずである。このように、子Bの死亡という偶然的事情によって、孫Cが親Aの財産を承継できるか否かが左右されるというのは、上から下の世代へ

重要用語

代襲相続

参照

相続欠格・廃除については、第1編「3 相続人の欠格・廃除」参照。

参照

相続放棄については、第1編「6 相続の承認・放棄」参照。

重要用語

再代襲

という自然な財産承継に対する期待を考えると不公平である。

そこで、このような不公平を解消するため、民法は、**代襲相続**の制度を設けている。

▶ 1. 制度の内容

被相続人の子または兄弟姉妹が、相続開始以前に死亡した場合、および相続欠格・廃除により相続権を失った場合に、被相続人の子の子（つまり孫）または被相続人の兄弟姉妹の子（つまり甥・姪）が代襲相続人として相続人を相続することになる（887条2項・889条2項）。

なお、相続放棄は、自分の系統（子、孫など）には遺産はいるという趣旨の任意処分をしたものととらえることができるため、代襲相続の原因ではないことに注意を要する。

▶ 2. 再代襲

代襲相続することのできた被相続人の子の子（つまり孫）が、被相続人より先に死亡したり、相続欠格・廃除により相続権を失った場合で、その孫に子（つまり曾孫）がいるときは、その曾孫が被相続人を代襲相続することができる（887条3項）。これを、**再代襲**という。

この再代襲は、被相続人の子にのみ適用があり、被相続人の兄弟姉妹には適用がない（つまり、曾孫は代襲相続できるが、甥・姪の子は代襲相続できない）。

▶ 3. 代襲相続人と養子の資格を兼ねる場合

被相続人の孫が被相続人夫婦と養子縁組をしている場合に、その孫の親（つまり子）が被相続人の生前に死亡したときは、孫は、被相続人との養子縁組による子としての資格と代襲相続人としての資格を兼ねることになる。このような場合、孫の相続分は、代襲相続人としての相続分と養子としての相続分の合計となる。

3 胎児と相続

相続人は、被相続人の死亡時にその財産を承継する者であることから、被相続人の死亡時に、**権利能力**（法律上の権利・義務の主体となることができる資格）を有していること、すなわちこの世に存在していることが必要である（同時存在の原則）。

そして、人は、出生により権利能力を有することになるため（3条1項）、同時存在の原則をもし貫けば、被相続人の死亡時に胎児である者は、相続人にはなれないということになりそうである。しかし、胎児は、近い将来に出生して人として権利能力を取得するのであるから、生まれてくるタイミングが多少早いか遅いかによって、相続権の有無が異なるのは不公平である。そこで、胎児は、相続についてはすでに生まれたものとみなされ（886条1項）、相続権が認められている。

ただし、胎児が生きて生まれなかった場合には、胎児に相続権は認められない（886条2項）。この点に関連して、生きて生まれるかどうか未確定の胎児の段階で権利能力を認めるかが問題となるが、判例は、胎児の段階では権利能力を認めず、生きて生まれたときに、胎児の時に遡って権利能力があったとする考え方を取っている（停止条件説。大判昭和7・10・6）。したがって、遺産分割を行う際には、胎児の出生を待ってから手続を行うことが現実的である。

4 養子縁組

養子縁組とは、血縁関係とは無関係に、養親と養子の間に親子関係（およびこれを通じた親族関係）を生じさせる制度である。養子は、養子縁組の日から、養親の嫡出子の身分を取得する（809条）。また、養子は、原則として養親の氏を称する（810条本文）。



重要用語
権利能力



参照
胎児は、遺贈においても受遺者になれる(第1編「14遺贈」参照)。



重要用語
養子縁組

養子縁組には、一般の養子縁組（以下、「普通養子縁組」という）に加えて、特別養子縁組がある。その大きな違いは、普通養子縁組の場合、実親との親子関係が継続するのに対して、特別養子縁組の場合にはこれが終了する点にある。

▶ 1. 普通養子縁組

普通養子縁組とは、実親との親子関係を継続したまま、養親との間で新たな親子関係を生じさせる養子縁組をいう。養親との間に法律上の親子関係が成立するものの、実親との親子関係が終了するわけではない。したがって、普通養子縁組における養子は、実親と養親の2組の親を持ち、養親が死亡した場合に養親の相続人となるのみならず、実親が死亡した場合には実子として実親の相続人になる。

重要用語

普通養子縁組

● 普通養子縁組の主な要件

要件	内容
縁組の成立	養親と養子の同意により成立し、実父母の同意は不要
養親となる者	成人に達した者（792条） ※2022年4月1日から成人年齢は18歳となるが、養親となれるのは「20歳に達した者」と定められており、成人年齢の変更後も養親となる者の年齢に変更はない
養親となる者に配偶者がある場合	養子となる者が成年者の場合、配偶者の同意が必要（796条本文）。ただし、夫婦共同で養子縁組をする場合、または配偶者がその意思を表示することができない場合には、不要（796条ただし書） 養子となる者が未成年者の場合、夫婦共同での養子縁組が必要（795条本文）。ただし、配偶者の嫡出子を養子とする場合、または配偶者がその意思を表示することができない場合には、不要（795条ただし書）
養子となる者	養親の尊属または年長者は養子にはなれない（793条） 養子となる者が15歳未満のときは、法定代理人が養子縁組の承諾をする（797条1項）
家庭裁判所の許可が必要な場合	養子となる者が未成年者のとき（798条1項）。ただし、自己または配偶者の直系卑属（孫など）を養子とする場合は不要（798条1項ただし書） 養親となる者が後見人、養子となる者が被後見人のとき（794条）
成立までの監護期間	特に設定なし
戸籍の表記	実親の名前が記載され、養子の続柄は「養子」「養女」と記載

▶ 2. 特別養子縁組

特別養子縁組とは、実親との親子関係を断ち切って養親と新たな親子関係を生じさせる養子縁組をいう。普通養子縁組の場合と違い、実親との親子関係は終了する（817条の9）。したがって、特別養子縁組で養子になった者は、養親が死亡した場合に養親の相続人となるが、実親が死亡した場合には実親の相続人とはならない。



重要用語
特別養子縁組

● 特別養子縁組の主な要件

要件	内容
縁組の成立	養親となる者の請求（申立て）に基づき、家庭裁判所の審判により成立（817条の2第1項）
	実父母の同意が必要（817条の6本文）。ただし、実父母が意思を表示できない場合または実父母による虐待や悪意の遺棄など養子となる者の利益を著しく害する理由がある場合は、不要（817条の6ただし書）
	実父母による養子となる者の監護が著しく困難または不適当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認められることが必要（817条の7）
養親となる者	配偶者のある者でなければならない（817条の3第1項）
	夫婦共同縁組でなければならない（817条の3第2項本文）。ただし、配偶者の嫡出子（連れ子）の養親となる場合には単独で可（817条の3第2項ただし書）
	年齢は夫婦ともに原則として25歳以上、例外的に一方が25歳以上であれば他方は20歳以上でよい（817条の4）
養子となる者	審判申立時において、原則として15歳未満（817条の5第1項前段）。例外として、15歳に達する前から養親となる者に引き続き監護されており、やむを得ない事由により15歳までに申立てができなかったときは15歳以上でも可（817条の5第2項）
	審判確定時において、18歳に達している者は不可（817条の5第1項後段）
	養子となる者が審判時に15歳に達している場合には、その者の同意が必要（817条の5第3項）
成立までの監護期間	養親の請求（申立て）後、6ヵ月以上の監護期間を考慮しなければならない（817条の8）
戸籍の表記	実親の名前が記載されず、養子の続柄は「長男」「長女」等と記載

【執筆協力】

- ・香月 裕爾（小沢・秋山法律事務所所属：弁護士）
- ・清水 洋介（小沢・秋山法律事務所所属：弁護士）
- ・佐藤 良尚（小沢・秋山法律事務所所属：弁護士）
- ・石黒 英明（小沢・秋山法律事務所所属：弁護士）
- ・佐々木文美（弁護士）

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆

本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。

（ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#) メニュー下部の [追補・正誤表](#)）

銀行業務検定試験 公式テキスト **相続アドバイザー 3級** 2021年度受験用

2021年7月27日 第1刷発行

編 者 経 済 法 令 研 究 会
発 行 者 志 茂 満 仁
発 行 所 (株)経済法令研究会
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
電話 代表03-3267-4811 制作03-3267-4897
<https://www.khk.co.jp/>

営業所／東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

制作／経法ビジネス出版(株)・根岸孝栄 印刷・製本／(株)日本制作センター

© Keizai-hourei Kenkyukai 2021

ISBN978-4-7668-4405-4

定価は表紙に表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えします。